

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

1 相談・支援体制の強化

(1) 現状と課題

第5次答申では、児童相談所や関係機関において、全職員に対して児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底すること、そして、児童相談所や関係各機関職員の虐待事案への対応力を高めるため、職員の研修機会を保障し、研修の充実・強化を図ることが提言されています。初期アセスメント、一時保護の実施、援助方針の決定、児童の安全確認など、それぞれの場面において「千葉県子ども虐待対応マニュアル」などに則した原則的な対応を徹底することが求められていることから、研修を充実・強化しその内容を徹底するとともに、職員が確実に研修を受講できる環境を整える必要があります。また、一時保護解除後に児童福祉司指導として在宅指導を行うべきであったと指摘を受けており、一時保護解除後の支援を充実させる必要があります。

現在の児童相談所は、勤務歴5年未満の職員が約7割を占めており、特に経験の浅い職員は状況に応じた対応が難しいなど、若手職員の能力向上と適切な業務執行の確保が喫緊の課題となっています。同時に、そのような若手職員の育成指導やサポート等を行うグループリーダー等の中間管理職のマネジメント能力の向上も必要です。

また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」や、その後の児童福祉法、児童福祉法施行令等の改正を受けて、児童福祉司や児童心理司の配置基準の見直しに伴う増員、里親の養育支援や市町村支援のための児童福祉司の配置、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の増員、医師、保健師、弁護士等の配置などを行わなくてはならないため、本県においても計画的に人材の確保・育成を進める必要があります。

さらに、児童相談所の業務におけるICTの活用として、事務の一層の効率化を図るため、現行の児童相談所の支援システムを見直す必要があります。現状のシステムにおける課題を整理し、次期システムの開発に向けて早急に取り組むとともに、将来的には児童相談所に蓄積された情報を高度利用できる技術を導入することも含め、検討を行う必要があります。

そして、附帯決議で求められている6項目『①業務の効率化と職員の負担軽

減、②客観性が担保されたケースの適切な進行管理、③リアルタイムでの情報共有、④AI を用いたアセスメントシートの分析及び意思決定の支援、⑤千葉県子ども虐待対応マニュアルの浸透、⑥ケース担当の異動時における業務のスムーズな引継ぎ』の実現も目指していきます。

(2) 対策

- i. 第5次答申の提言等を踏まえ、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の内容が順守されるよう、マニュアルの実践に向けて、研修内容の見直しを行います。
- ii. 児童相談所職員が確実に法定研修を修了できるよう取り組みます。また、中央児童相談所に「人材育成研修課」を設置し、各職員がそれぞれの役割を適切に果たすために必要な研修を受講できるよう研修計画を見直し、職員の虐待対応力の向上を図ります。
- iii. 第5次答申だけでなく、過去の答申も含めた死亡事例における検証内容について、研修等を通じて周知を図ります。
- iv. 児童相談所の体制強化を図るため、法改正や国の新プランを踏まえて、令和4年度までに260名程度の職員を増員します。
- v. 児童福祉司や児童心理司を国の配置基準に基づいて配置するとともに、庶務課や一時保護課においても適正な人員が配置されるよう取り組みます。また、非常勤職員も含めた専門職員の増員を検討し、業務執行体制の強化を図ります。
- vi. 現行の児童相談所支援システムの見直しを早急に行うとともに、他県の先行事例等も参考に、情報共有のより一層の迅速化や情報の高度利用等について検討を進めます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所虐待防止体制強化事業	<p>児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもや保護者へのフォローアップの強化など、児童虐待事案への対応力を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭110番の設置、電話相談員の配置 ・児童福祉司等を補助し、子どもの安全確認や児童記録の整理等を行う協力員の配置 ・保護者への指導・カウンセリングの強化
児童相談所専門機能強化事業	<p>児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員の専門性を強化するための研修の実施 ・スーパーバイザーの養成など外部研修への派遣 ・児童相談所への弁護士の配置 ・医師や弁護士等の専門家から助言を受けるための体制整備
児童相談所支援システム整備事業	<p>児童相談所の業務を支援するためのシステムの運用管理を行います。</p> <p>また、事務の効率化を図るため、改修や機能の追加を行います。</p>
ICTを活用した児童相談所業務改善事業	<p>児童相談所職員の負担軽減等を図るため、児童相談所におけるICT環境を整備します。</p>

(4) 目標

項目	現状	目標	期限
児童相談所職員の増員	-	260名程度の増員	令和4年度
児童相談所支援システムの改修	現行システムの見直しを検討	新システムの導入	令和3年度

2 第三者評価の実施

(1) 現状と課題

第5次答申では、児童相談所や関係機関において、全職員に対して児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底すること、そして、子どもの権利擁護、初期アセスメント、一時保護の実施、援助方針の決定、児童の安全確認などについて、留意すべき事項を提言しています。

児童相談所においては、現在も子どもの最善の利益を実現することを最優先に支援を行っているところですが、第5次答申を踏まえ、県以外の公正・中立な第三者機関による評価を受けることにより、子どもの権利の保障と支援の質の一層の向上を図る必要があります。

また、児童相談所の一時保護所については、国の一時保護ガイドラインにおいて、子どもの権利擁護に関わる第三者機関等が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとされています。

(2) 対策

- i. 児童相談所の業務について、外部有識者による運営監査委員会を設置し、適切に業務が執行されているか、保護されている子どもの権利が保障されているか、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の実践状況などを評価し、その結果を公表します。
- ii. 運営監査委員会から受けた評価をもとに、子どもの権利を保障するための取組の強化や支援の質の向上を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所運営監査事業	外部有識者による運営監査委員会が、児童相談所を訪問し、適切に業務が執行されているか、保護されている子どもの権利が保障されているかなどを評価します。

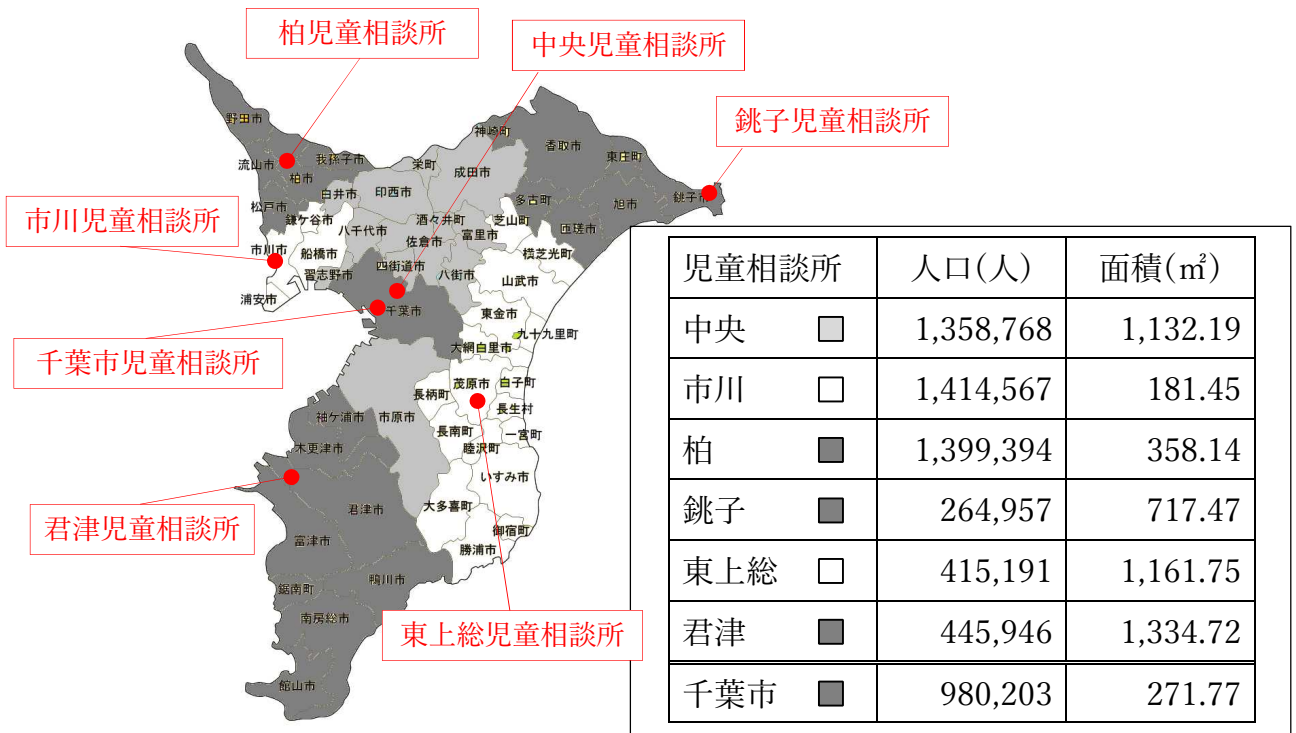
3 児童相談所の増設

(1) 現状と課題

中央、市川、柏児童相談所の管轄人口は130万人を超えており、全国的にも多いことから、管轄区域の見直しは長年の課題となっています。第5次答申においても、柏児童相談所の管轄人口が約140万人と大規模であったことが影響し、児童相談所内の情報共有も不十分であったことも踏まえ、早急に管轄区域の見直しに着手するよう提言されているところです。

また、上記の3つの児童相談所の職員数は、非常勤職員も含めると100名を超えている状況です。児童福祉法施行令の改正により、児童福祉司等の専門職の配置基準が見直されたため、今後、更なる増員が必要となることから、組織のマネジメントなどの観点からも、管轄区域の見直しの議論を踏まえた児童相談所の増設を早急に進める必要があります。

○県児童相談所の管轄区域の状況



出典：「千葉県毎月人口調査」(R元.10.1時点)、「平成30年千葉県統計年鑑」

(2) 対策

- i. 千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会の答申を踏まえ、新たな管轄区域を決定し、児童相談所を増設します。
- ii. 令和2年度から、児童家庭課に「児童相談所改革室」を新設し、児童相談所の管轄区域の見直しや増設に向けた取組を強化します。

(3) 目標

項目	現状	目標	期限
県児童相談所の増設	6か所	2か所増設	令和11年度

4 児童相談所の建替・執務環境の整備

(1) 現状と課題

一部の児童相談所においては、建物の老朽化と職員の増員による狭隘化が進んでいることから、「千葉県県有建物長寿命化計画」において、建替や修繕等の方針が示されています。

○児童相談所の整備計画

期 別		大規模修繕	建替え
I 期 (当面の5年 間に着手を 目指すもの)	着手済み	青少年女性会館 (中央児童相談所等)	
	5年以内の着手 を目指す施設	銚子児童相談所 (一時保護所)	柏児童相談所
II 期 (今後10年間で着手を目指す もの)		君津児童相談所	

※ I 期 平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)

II 期 令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

出典：「千葉県県有建物長寿命化計画」

柏児童相談所は、建替を行う計画となっていますが、現在の庁舎がある敷地は面積が狭く、現地での建替が難しいことから、移転を前提とした検討が必要です。また、柏市の児童相談所の設置に向けた動向や管轄区域の見直し等も踏まえる必要がありますが、施設の老朽化・狭隘化が著しいことから、できる限り早く対処する必要があります。

銚子児童相談所は、整備計画上、一時保護所の大規模改修を行うこととされていますが、今後の増員や一時保護児童の増加を踏まえると、現在の敷地や建物を使い続けることが困難なことから、児童相談所そのものの移転・建替など、抜本的な見直しの検討が必要です。

君津児童相談所については、整備計画に合わせて事業に着手できるよう準備を進める必要があります。

また、児童虐待相談対応件数の増加や職員の大幅な増員により、執務室の狭隘化に加えて、相談室や会議室などの子どもの支援のために必要な部屋が不足し、業務上の支障が生じています。今後、更に職員が増加することを踏まえて、早急に対策を講じ、職員の執務環境を確保することが必要です。

(2) 対策

- i. 柏児童相談所については、県全体の管轄区域の見直しを踏まえ、できる限り早期に整備計画を策定し、庁舎の建替に着手できるように取り組みます。移転先の候補地については、管轄区域全体の交通の利便性等を考慮するとともに、未利用県有地の活用も含めて検討します。
- ii. 銚子児童相談所や君津児童相談所について、県全体の管轄区域の見直しを踏まえ、できる限り早期に整備計画を策定し、整備を進めます。
- iii. 職員の執務環境を確保するため、敷地内への増築や民間施設の借り上げ等により、職員の執務室等の確保に取り組みます。

(3) 目標

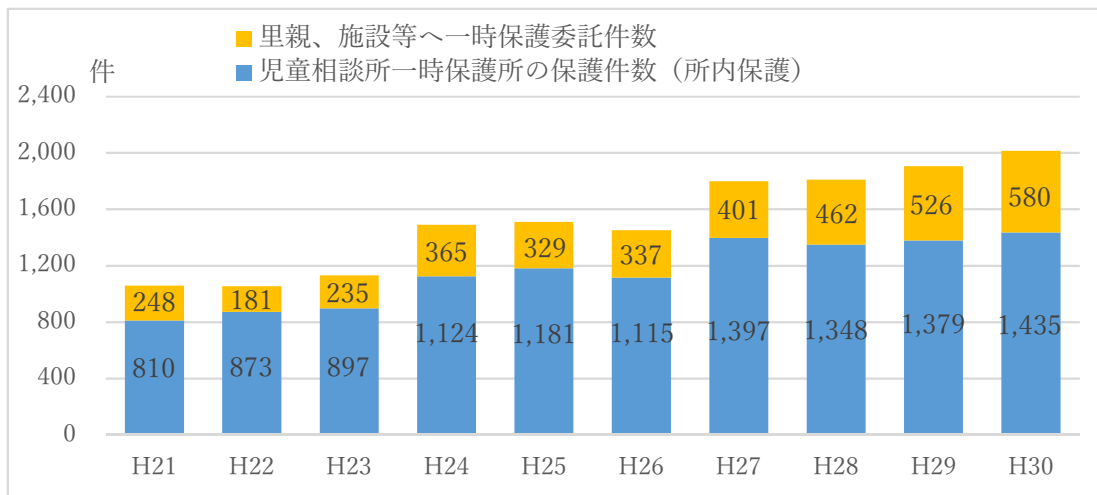
項目	現状	目標	期限
柏児童相談所の建替	検討中	着手	令和4年度
銚子児童相談所の建替	検討中	着手	令和4年度
君津児童相談所の大規模修繕	検討中	着手	令和9年度

5 一時保護機能の強化

(1) 現状と課題

児童虐待相談対応件数が増加の一途をたどる中、虐待の疑いのある児童に対しては、速やかに安全を確保するため、一時保護等の対応が重要であることから、児童相談所の一時保護件数も増加傾向にあります。

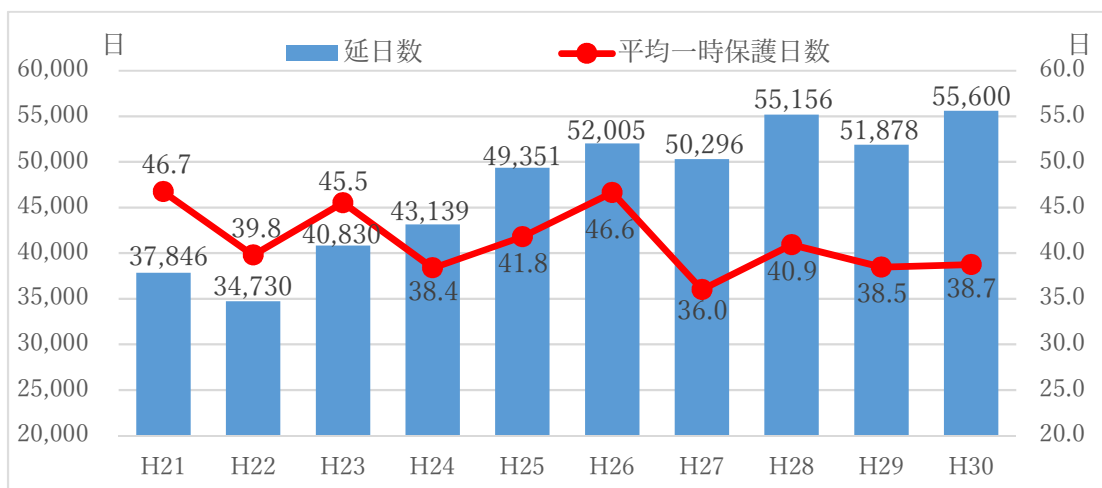
○一時保護件数の推移（所内保護と一時保護委託）



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

一時保護件数の増加とともに、一時保護日数も増加しており、DV等の要因で家庭復帰に向けた調整に時間がかかるケースの増加や、里親委託や施設入所が必要な子どもたちの受皿不足により、一時保護が長期化するケースも生じています。

○一時保護所の保護日数の推移（延日数・平均日数）



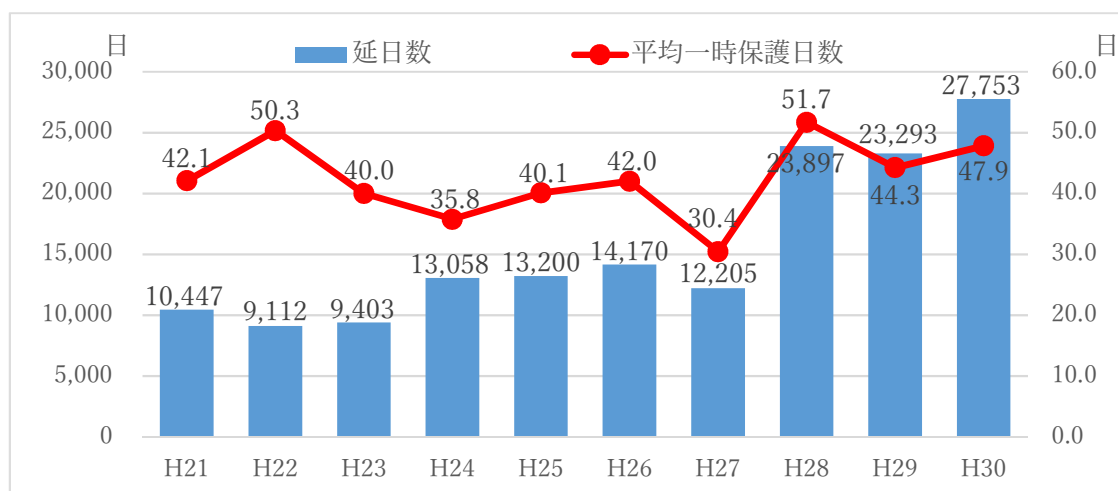
出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

このため、一時保護所の保護人数が定員を超過することが常態化しており、特に令和元年度は大幅に定員を超過していることから、一時保護所を緊急的に増設し、令和2年度中に定員を115名から171名にすることとしました。しかし、現状では増設を行った後の定員を超える子どもが一時保護所に入所している状況が続いており、児童相談所の管轄区域の見直しや児童相談所の建替計画も踏まえ、抜本的な対策を行う必要があります。

第5次答申では、一時保護所での受入児童の拡大のみならず、一人一人の子どもの状況に対応した安全確保、個別ケア等が行える環境整備の更なる強化・充実を図ることが提言されており、これは国の一時保護ガイドラインにおいても同様の記載がされています。県児童相談所の一時保護所は古い建物が多く、子どもたちの居室が狭い施設や、個室対応ができない施設も多い状況であり改善が必要です。

また、第5次答申では、一時保護委託の受皿となる里親や児童養護施設等の受入体制の強化も提言されています。本県では、里親や施設、医療機関等への一時保護委託を実施していますが、近年、大幅に保護日数が増加しています。一時保護委託の受皿の確保についても、児童相談所一時保護所の整備と合わせて、検討を進める必要があります。

○一時保護委託の保護日数の推移（延日数・平均日数）



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

なお、一時保護中においても子どもの権利を守るため、意見を表明する仕組みや学習の機会を保障することが重要です。子どもの権利ノートの配布や学習指導員の配置など、現在も取り組んでいるところですが、更なる取組の強化に向けた検討が必要です。

(2) 対策

- i. 現在実施している県児童相談所の一時保護所の増設について、計画どおりに整備を進め、令和2年度中に定員を171名に増員します。
- ii. 今後の一時保護件数の動向を踏まえ、児童相談所の管轄区域の見直しや建替計画と合わせて、必要な数の一時保護所の定員が確保できるよう整備を進めます。
- iii. 児童養護施設や乳児院における一時保護専用施設の整備を支援します。
- iv. 一時保護された子どもに対し、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡して子どもの権利とは何かを説明するとともに、学習指導員の配置などにより学習機会の確保に取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所施設等整備事業	一時保護を必要とする子どもの増加に対応するための一時保護所の増設や、職員の増員に対応するための執務室の確保のための工事を行います。
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもや保護者へのフォローアップの強化など、児童虐待事案への対応力を強化します。 ・一時保護された子どもの心理的ケアの担当職員の配置 ・一時保護された子どもに対する歯科医師による診察や指導の実施
子どもの権利ノートの作成・配布事業	子どもの権利ノートを作成し、一時保護されている子どもたち等に配布します。

(4) 目標

項目	現状	目標	期限
一時保護所の定員の増員	115名	171名	令和2年度
一時保護所の保護人数の定員超過の解消	-	定員超過の解消	毎年度

6 中核市の児童相談所設置に向けた支援

(1) 現状と課題

中核市における児童相談所の設置は、子育て家庭にとってより身近な行政機関としての強みを生かし、子育て支援から児童虐待対応、虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援の実現につながります。

全国的には、児童相談所を設置している中核市は少ないですが、船橋市と柏市が設置の意向を示していることから、県として積極的に支援する必要があります。

平成31年1月に中核市市長会が国に対して行った、中核市における児童相談所の設置に関する緊急要請においては、設置の後押しとなる十分な財政措置や専門的人材の育成・確保に係る支援の充実を求めています。

児童相談所の整備については、国が地方財政措置を拡充する方針を打ち出しているところですが、実際の整備に係る費用を考えると更なる拡充が必要な状況であり、設置後の運営費についても十分とは言えません。

また、児童相談所に必要な児童福祉司や児童心理司等について、特に指導的役割を担うスーパーバイザーを確保することや経験者をそろえることは困難な上に、既に設置されている児童相談所においても国の強化プランに基づき増員を行っていることから、人材の確保が非常に難しい状況にあります。

これらの状況を踏まえ、船橋市と柏市に児童相談所の設置に向けた具体的な計画やスケジュールを確認し、両市の設置に向けた課題を整理しながら、計画的に支援を行っていく必要があります。

(2) 対策

- i. 現在、年2回の定例的な意見交換会を行うなど、随時協議を実施しているところであり、引き続き両市の意向を確認する機会を作り、その内容を踏まえながら、必要な支援策の検討を進めます。
- ii. 現在、両市からの研修生を児童相談所に受け入れています。研修生を増やすなど、更なる人材の確保や育成を図る必要があることから、両市の意向を踏まえ、計画的に研修生の受入を行います。
- iii. 設置に向けた準備のため、県と市の間で相互に職員を派遣する人事交流を積極的に実施します。
- iv. 両市が児童相談所を設置した際には、県児童相談所から業務の移管・引継ぎが必要になることから、引継ぎが円滑かつ確実に進むように、業務の引継ぎ方法についても検討を進めます。

(3) 目標

項目	現状	目標	期限
船橋市における児童相談所の設置	設置の意向を表明	設置	令和11年度
柏市における児童相談所の設置	設置の意向を表明	設置	令和11年度